

新宿区教育委員会会議録

令和元年第8回定例会

令和元年8月2日

新宿区教育委員会

令和元年第8回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和元年8月2日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時50分

場 所 新宿区教育センター5階大研修室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	菊 田 史 子
委 員	今 野 雅 裕	委 員	古 笛 恵 子
委 員	羽 原 清 雅	委 員	星 野 洋

説明のため出席した者の職氏名

事 務 局 次 長	村 上 道 明	中 央 図 書 館 長	佐 藤 之 哉
教 育 調 整 課 長	齊 藤 正 之	教 育 指 導 課 長	長 田 和 義
教 育 支 援 課 長	内 野 桂 子	学 校 運 営 課 長	菊 島 茂 雄
文 化 観 光 課 長	小 泉 栄 一	統 括 指 導 主 事	坂 元 竜 二
主 任 指 導 主 事	小 林 力	統 括 指 導 主 事	波 多 江 誠

書記

教 育 調 整 課 査 平 明 生	教 育 調 整 課 係 勝 山 雄 太
-------------------	---------------------

## 議事日程

### 議案

- 日程第1 第21号議案 令和2年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について
- 日程第2 第22号議案 令和2年度使用新宿区立中学校教科用図書（「特別の教科 道徳」を除くすべての教科）の採択について
- 日程第3 第23号議案 令和2年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について
- 日程第4 第24号議案 令和2年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について
- 日程第5 第25号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について
- 日程第6 第26号議案 新宿区奨学資金貸付条例の一部改正について
- 日程第7 第27号議案 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

### 報告

- 1 新宿区立新宿歴史博物館の全館壁内給排水管改修工事等実施に伴う休館について  
(文化観光課長)
- 2 その他

---

◎ 開 会

○教育長 ただいまから令和元年新宿区教育委員会第8回定例会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、星野委員にお願いします。

本日は、新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第3条により、補助執行している事務についての説明、報告を受けるため、文化観光産業部文化観光課長に出席していただいております。

本日の進行につきましては、まず、第21号議案から第24号議案について1件ずつ説明を受け、審議するものとします。その後、第25号議案から第27号議案について一括して説明を受け、審議するものといたします。

---

◎ 第21号議案 令和2年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について

◎ 第22号議案 令和2年度使用新宿区立中学校教科用図書（「特別の教科 道徳」を除くすべての教科）の採択について

◎ 第23号議案 令和2年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について

◎ 第24号議案 令和2年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について

◎ 第25号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について

◎ 第26号議案 新宿区奨学資金貸付条例の一部改正について

◎ 第27号議案 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

○教育長 本日は「日程第1 第21号議案 令和2年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について」、「日程第2 第22号議案 令和2年度使用新宿区立中学校教科用図書（「特別の教科 道徳」を除くすべての教科）の採択について」、「日程第3 第23号議案 令和2年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について」、「日程第4 第24号議案 令和2年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について」、「日程第5 第25号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特

別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について」、「日程第6 第26号議案 新宿区奨学資金貸付条例の一部改正について」、「日程第7 第27号議案 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則」を議題とします。

まず初めに、議案の説明を受ける前に今回の教科用図書採択の本日に至るまでの経過について、私からお話をさせていただきます。

新宿区立小学校で使用する教科用図書については、新たな学習指導要領が令和2年度から実施されることから、全ての教科の教科用図書を選択するため、候補の絞り込みを行いました。

また、新宿区立中学校で使用する教科用図書については、平成30年度に「特別の教科 道徳」の教科用図書の絞り込みを行っていることから、今回は「特別の教科 道徳」を除く全ての教科の教科用図書を採択するため、候補の確認を行いました。

今回の採択に当たっては、第4回臨時会の時点で御説明した2団体から1名ふえて、2団体と1名から要望書等が教育委員会に寄せられています。なお、うち1団体については連合会となっています。

また、小学校の教科書展示会については、5月31日から6月13日まで特別展示を実施し、6月14日から6月27日まで法定展示を実施しました。会場でのアンケートについては、40件の御意見が寄せられました。教育委員会として心から御礼を申し上げます。

次に、議案の取りまとめまでの経過について御説明をします。

小学校教科用図書の採択については、当委員会は、まず学校調査として区内の29校からの意見を取りまとめてもらい、次に、教科用図書を専門的に調査する調査委員会において、教科別に全ての教科用図書について検討を行いました。そして、小学校教科用図書審議委員会から、採択の対象となる教科用図書の調査検討結果について、7月17日に答申を受けました。

また、中学校教科用図書（「特別の教科 道徳」を除くすべての教科）の採択については、まず学校調査として区内10校からの意見をまとめてもらいました。そして、中学校教科用図書審議委員会から、採択の対象となる教科用図書の調査検討結果について、同じく7月17日に答申を受けました。

その上で当委員会は、小学校教科用図書については7月17日から7月29日にかけて、また中学校教科用図書については7月17日に、それぞれ児童・生徒及び学校の実情に十分配慮し、公平・公正に討議、検討を行いました。

そして、採択の候補となる教科用図書について、5人の委員と私がそれぞれの意見を述べ、小学校教科用図書については1者への絞り込みを、また、中学校教科用図書（「特別の教科 道徳」を除くすべての教科）については、現行の教科用図書を採択の対象とすることの確認を行うことができました。

そうした結果を議案として取りまとめたことをご諮りしまして、本日の議案の提案に至っております。

それでは、第21号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

**○教育調整課長** それでは、第21号議案 令和2年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について、御説明いたします。

先ほど教育長からお話ございましたように、本議案は採択の候補となる教科用図書を1者に絞り込んだ理由などを議案とし、まとめたもので、議案の2枚目に採択候補の教科用図書の発行者名と3枚目には絞り込みの理由を記載したものをおつけしております。

なお、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条では、義務教育諸学校で使用する教科用図書は、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択することとされており、その期間は、同法施行令第15条で4年と定められております。

区立小学校においては、新たな学習指導要領が令和2年度から実施されることから、本議案で採択する教科用図書の使用期間は令和2年度から令和5年度までの4年間となります。

内容につきましては、教育指導課主任指導主事から御説明をさせていただきます。

**○主任指導主事** それでは、私から議案3枚目以降の令和2年度使用小学校教科用図書絞り込み理由について、各種目ごとに主な絞り込み理由を説明させていただきます。

まずは国語です。一番下の主な絞り込み理由を読み上げさせていただきます。

種目国語、光村図書出版。物語のまとめ方や示された活動が工夫されており、児童が理解しやすい。報告、調査、意見交流など、児童の能動的な言語活動を促す意図が随所に見られる。取り上げている題材をきっかけに、児童が次の学びに興味をもてるよう工夫されている。

続きまして、書写、光村図書出版。内容が整理されており、児童にとってわかりやすい。姿勢や鉛筆の持ち方など、書道及び学習の基本となる内容がそれぞれの学年においてしっかり示されている。レポートや手紙の書き方など、実用的な技能にかかわる記述があり、学習内容を生活に生かすことができる。

続きまして、社会、教育出版。毎時間の問いが示されており、見通しと振り返りを大切にしたい授業を行うことができる。全体的に本文の文字が読みやすく、掲載されているイラスト

や写真は、児童の興味・関心を高めるものとなっている。合冊になっていることで、それまでに学習した内容を振り返りながら学習を進めることができる。

続きまして、地図、帝国書院。地図帳の使い方がわかりやすく整理されており、新たに地図帳を使用する第3学年の児童にもわかりやすい。地図の色彩のコントラストが強過ぎず、児童にとって見やすい。日本列島周辺の地図では、アジア各国の国旗が広く取り上げられている。

続きまして、算数、東京書籍。幅広く段階を追って学習を進めることができるように構成が工夫されている。補充問題や練習問題は、さまざまな難易度の問題があり、児童の実態に合わせて活用できる。第6学年「算数卒業旅行」など、児童が楽しく学習に取り組むことができる内容が随所にある。

続きまして、理科、大日本図書。「見つけよう」「調べよう」「伝えよう」の学習過程は、色分けして示されており児童にとってわかりやすい。イラスト等の資料を活用して、学習する事象と生活との関連を捉えられるように工夫している。巻末に、ノートの書き方や実験器具の取り扱いなどがあり、指導しやすい。

続きまして、生活、東京書籍です。季節を追って進む構成や自分たちの学校や家庭生活の状況に合わせて進む流れは、児童にとって自然である。地域の人々とのかかわりが多く取り上げられていてよい。裏表紙に記載された保護者に向けたメッセージは、保護者が児童の学びにかかわる上でよい視点である。

続きまして、音楽、教育芸術社。第1学年の児童も楽しく音楽の授業に取り組むことができるよう、導入期の内容等を工夫している。鍵盤ハーモニカの演奏方法を学ぶ際に、実物大の鍵盤に手を置いて練習できるなど指導をしやすい。片づけについての記述も丁寧である。音響式信号機やブラインドサッカーなど多様な音を教材として取り上げており、児童の音の感覚を養うことにつながる。

続きまして、図画工作、日本文教出版。学校の外の広い空間の中でさまざまな創作活動を行う活動の流れが示され、児童の活動の幅を広げることにつながる。児童の作品の事例がとても多く、鑑賞作品も大きな写真で迫力がある。活動例や作品の写真の構成がよく、児童の意欲を高めることにつながる。

続きまして、家庭、開隆堂出版。内容がすっきりと整理されており、児童が理解しやすい。児童に対する問いを工夫しており、児童が主体的に学習に取り組むことができる。「家族団らん」や裁縫の「玉結び」の説明など、全体的に児童にとってわかりやすい内容となっている。

る。

続きまして、保健、光文書院。データに基づいて議論することができる構成は、児童が考えを深めることにつながる。児童が課題意識を持てるように内容が工夫されている。がん教育や生活習慣病、LGBT等、現代的な課題について幅広く取り上げている。これからの保健の学習において大切な内容である。

続きまして、英語、東京書籍。英語に対する興味・関心を高める工夫が見られ、児童にとってもなじみやすい。「こんなときどういうの」では、場面に即した会話が紹介され、実践的な内容である。Picture Dictionary は、多様な活用場面が想定され、児童の学習の幅が広がり、辞書を使うことのもも感覚も身につく。

最後に道徳です。日本文教出版。「心のベンチ」は、法律や権利等、児童が社会とのつながりを意識することができる内容となっている。いじめや情報モラルなど、現代的な課題を積極的に取り上げていてよい。道徳ノートは、自分の考えを書く欄に合わせ、保護者も記入できる欄があり、家庭と連携して学習を進めることができる。

以上でございます。

○**教育調整課長** 第21号議案の提案理由でございますが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項及び第6項並びに第14条の規定に基づき、新宿区立小学校で使用する教科用図書を採択する必要があるためでございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○**教育長** 説明が終わりました。

第21号議案について、御意見、御質問があれば、お願いをいたします。

○**羽原委員** 教科用図書の絞り込みの権限と責任はどこにあるんですか。これをまず質問します。

○**主任指導主事** 新宿区教育委員会事案決定規程によれば、教科書の採択については教育委員会に権限がございます。

○**羽原委員** 教育委員会というのは、事務局ですか。

○**主任指導主事** 事務局ではなく、教育委員の皆さんということになります。

○**羽原委員** その上で質問します。

僕は、これを見て意見を述べよというので、意見をサンプル的に幾つか指摘した。しかし、全然意見の反映がない。事務局案は間違っていないが、我々が権限を持つとすれば、我々の意見がここに、絞り込み理由に投影されなければならない。



これは、今答えたように、権限や責任や我々にあるということならば、事務局もそのルールに従わなければいけません。これが原則です。法律や条例に基づいて事務局が動くとなれば、我々の意見が投影されないのはおかしいということを申し上げておく。

これは今後の採択のときにも、事務局が、勝手にとは言わないが、事務局の意思で文章をつくり、こういう絞り込みの理由として確定するという点については異議がある。

その上で、特に道德ですね。道德というのは、社会における生き方、個人の生かし方、こういうルールとかマナーとかをどう身につけるかということがこの教科の眼目であります。それに異論はないと思うんですね。

とすれば、ここに社会とのかかわりについて触れない理由を聞いてみてもしょうがないが、そういう観点の欠けたものを出されても困る。せめて修正を求めます。それ以外のところについても異論はありますが、ほかはとにかくとして、道德のところはきちんとするように。

それから、今後、事務局の裁量の範囲がどこまであるか。これは作業は指導主事たちの作文であっても、教育委員会として採択の絞り込みをした理由とか正当な意見、それをもとにしてこういう文書をつくるべきだ。学習指導要領の言葉をかりてきてつくるような、そういうことではない。

もちろん補強されることはいいが、基本となるのはここでの議論である。だからこそ、この教育委員会は丹念に教科書も見てきているわけです。最後になって、その決め方について瑕疵があってはいけないということを強く申し上げておきます。記録にきちんと残されたい。

教育長なりから、今後のことについて、責任を持った発言を求めます。

○教育長 わかりました。では、御発議なので私のほうから。

絞り込み理由は、羽原委員がおっしゃったように、それぞれの教科用図書を絞り込む際に、各委員がそれぞれに教科書に当たって、それぞれが持った感想や意見を述べた上で、この出版社のこの教科書にしたい、というふうに述べられています。

そんなに長い分量ではないので、今後当たっては、絞り込み理由について、基本的にはそれを集約するような形にしたいと思いますのと、その点について、今後十分配慮するように私のほうで事務局を指導したいというふうに思っております。

○羽原委員 このやり方は非常に重要なんですよ。例えば、道德とか社会とか、社会とのかかわりにおいてどういう教育がいいかということを中心に議論しているのであって、学習指導要領にこうあるからこれを書くということではない。

絞り込みの理由としては、我々が述べたことのエキスをさらにその線で補強しながら文書

にまとめると。そう長い文字数ではないわけだから、それを指導主事たちがつくる。その確認で、僕はこうじゃないかという幾つかのサンプル的な提案をした。しかし、それが没になる。それはそれでも妥当ならいいですよ。しかし、自分たちの言葉で勝手につくって、これが教育委員たちの意見の集約であるというような形で事務局が采配を振るうことについては、大変大きな無茶があると思う。

道徳の話なんかは今後、どちらの方向へ、世論というか、子どもたちの考え方をリードするかということにかかってくるわけですよ。どういう方向に、子どもたちを単一的に育てようとするのか。あるいは個性を重んじながら、その調和を求めて教育するのか。教育委員はどちらかと言えば区民側の立場にある。この分かれ目が、事務局のこういう紙切れによって、我々の意向が生かされない文言が記録として残ることについては、今言った権限とか責任においての問題がある。これから4年間使う教科書についての責任は、問われるとすれば教育委員の側にある。そういう重みがあるわけです。

そのことをどうするかという往復の応答がありながら、それが生かされない。極めて遺憾ですね。これは教育長としても、指導課長としても、十分部下たちに注意を下していただきたい。

これは間違いなんですよ。大きい意味でね。そのことを理解して、締めくくりの弁をもう一度述べてください。

○教育長 今、羽原委員から御指摘をいただきました。

先ほど私が言いましたように、それぞれの委員の具体的な発言内容を集約する形で取りまとめをするという立場に立って、事務局を今後とも指導していきたいと思います。

今回については、その意味での指導が不十分だったという御指摘でございますので、その点については反省をさせていただくとともに、おわびを申し上げます。

今後につきましては、それぞれの委員の御発言の趣旨を十分反映するような形で、絞り込み理由等々も含めて対応をさせていただきたいというふうに思います。

○羽原委員 道徳だけは直すように。あとは、それはもうでき上がったから容認するとして。

○教育長 直してからの採択ということになると、今回は、採択しないということですか。

○羽原委員 仕方がないでしょう。直すということならば、教育長に委任してもいいですよ。

○教育長 では、教育長の責任において直させていただくということによろしいでしょうか。

○羽原委員 わかりました。

○教育長 その際は、それぞれ委員の御発言の趣旨を集約する形で行いたいと思います。また、

修正をした絞り込み理由等々については、改めて各委員にお諮りをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 それでは、そのような取り計らいをもちまして、そのようにさせていただきます。

ほかに何か御意見、御質問等がございますでしょうか。

他に御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第21号議案について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。

第21号議案は、原案のとおり決定いたしました。

第21号議案の決定をもって、令和2年度新宿区立小学校において使用する教科用図書を採択いたしました。

次に、第22号議案の説明を教育調整課長からお願いをいたします。

○教育調整課長 それでは、第22号議案 令和2年度使用新宿区立中学校教科用図書（「特別の教科 道徳」を除くすべての教科）の採択について、御説明いたします。

本議案につきましても、先ほど教育長からお話ございましたように、「特別の教科 道徳」を除くすべての教科について、現行の教科用図書を令和2年度においても採択するものでございます。

議案の2枚目につきましては、採択の候補となる現行の教科用図書の発行者名を記載したものとっております。

なお、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条では、義務教育諸学校で使用する教科用図書は政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択することとされており、その期間は同法施行令第15条で4年と定められておりますが、中学校におきましては、新たな学習指導要領が令和3年度から実施されることから、本議案で採択する教科用図書の使用期間は令和2年度の1年間となります。

第22号議案の提案理由ですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項及び第6項並びに第14条の規定に基づき、新宿区立中学校で使用する教科用図書（「特別の教科 道徳」を除くすべての教科）を採択する必要があるためでございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。

第22号議案について、御意見、御質問があれば、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了させていただきます。

第22号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第22号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第23号議案の説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 第23号議案 令和2年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について、御説明いたします。

本議案は、令和2年度に使用する中学校教科用図書のうち、「特別の教科 道徳」について、引き続き平成30年度に採択したものと同一の教科用図書を採択するものでございます。

議案の2枚目につきましては、平成30年度に採択をいたしました「特別の教科 道徳」と同一となる採択候補の教科用図書の発行者名を記載したものでございます。

なお、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条では、義務教育諸学校で使用する教科用図書は、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択することとされており、その期間は同法施行令第15条で4年と定められておりますが、新たな学習指導要領が令和3年度から実施されることから、本議案で採択する教科用図書の使用期間は令和2年度の1年間となるものでございます。

第23号議案の提案理由ですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項及び第6項並びに第14条の規定に基づき、新宿区立中学校で使用する教科用図書を採択する必要があるためでございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。

第23号議案について、御意見、御質問があれば、お願いをいたします。

よろしゅうございませうか。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第23号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第23号議案は、原案のとおり決定いたしました。

第22号議案及び第23号議案の決定をもって、令和2年度新宿区立中学校において使用する教科用図書を採択いたしました。

次に、第24号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、第24号議案 令和2年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について、御説明いたします。

初めに、議案の3枚目と4枚目の裏面をごらんください。

こちらは、文部科学省検定済教科書の採択候補となっております。

区立の特別支援学校並びに区立の小学校及び中学校の特別支援学級において使用する文部科学省検定済教科書につきましては、区立の小・中学校で使用する教科用図書と同じものを採択することとされています。

こちらの一覧は、区立の小学校と中学校で採択されたものと同一の教科用図書の発行者名を記載したものでございます。

なお、小学校の特別支援学級用と特別支援学校の小学部用の一覧につきましては、今回採択いただいた外国語の東京書籍が新たに加わっております。

次に、文部科学省著作教科書についてでございます。議案の5枚目と6枚目の裏面をごらんください。こちらは文部科学省著作の教科書の一覧となっております。

次に、一般図書について御説明いたします。

小学校、中学校及び特別支援学校において検定済みの教科用図書または文部科学省著作の教科用図書を使用することが学校教育法において義務づけられておりますが、同法の附則第9条において、文部科学大臣の定めるところにより教科用図書以外の教科用図書を使用することができるとなっております。この教科用図書以外の図書を教科用図書として使用するものが一般図書となります。

議案の7枚目以降が、東京都教育委員会が調査いたしました一般図書の一覧となっております。

また、クリップどめしておりますが、この議案の一番後ろが参考資料として答申がついておりますが、その前の2枚、したがって後ろから2枚目、3枚目になります。この2枚が一般図書のうち拡大教科書の一覧となっているものでございます。

特別支援学校並びに小・中学校の特別支援学級で使用する文部科学省著作の教科書及び一

一般図書は、毎年度、種目ごとに採択することとされております。

文部科学省著作教科書につきましては文部科学省から出されている教科書目録記載の知的障害者用全てを、一般図書につきましては東京都教育委員会から出された特別支援教育教科書調査研究資料に記載された全ての図書と第21号議案、第22号議案及び第23号議案で採択された教科用図書と同一の発行者の拡大教科書の採択をお願いするものでございます。

採択に当たりましては、文部科学省著作教科書及び一般図書審議委員会から7月25日に教育委員会宛て答申が出されております。なお、こちらの答申が先ほどの一番後ろについてのものでございます。

なお、各学校が使用する一般図書につきましては、各学校に対し、事前に希望調査を行いました。東京都の調査研究資料に記載された図書以外の希望がなかったことから、調査委員会調査及び学校調査を実施する必要はありませんでした。

審議委員会において、文部科学省著作教科書、東京都の調査研究資料に記載された一般図書及び拡大教科書について審議した結果、その全てについて使用が適当であると答申をいただいたものでございます。

第24号議案の提案理由ですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項及び第6項並びに第14条の規定に基づき、新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書を採択する必要があるためでございます。

大変長くなりましたが、説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

第24号議案について、御意見、御質問があれば、お願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、お諮りいたします。

第24号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。

第24号議案は原案のとおり決定いたしました。

続いて、第25号議案から第27号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、第25号議案から第27号議案まで、一括して御説明申し上げます。

初めに、第25号議案でございます。

第25号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正についてでございます。お手元の議案概要をごらんください。

改正内容といたしましては、都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正にあわせ、介護補償について同様の改正を行うほか、規定の整備を行うものでございます。

それでは、議案の新旧対照表をごらんください。介護補償を規定しております第13条につきまして、下線部が今回の改正部分となっております。

まず、介護補償の額の改正について、御説明させていただきます。

第13条の第2項第1号から第4号まで、こちらは2ページにまたがってのところになりますが、それぞれに補償の額を記載しております。

第1号では、10万5,290円から16万5,150円に5万9,860円の増額。第2号では、5万7,190円から7万790円に1万3,600円の増額。第3号では、5万2,650円から8万2,580円に2万9,930円の増額。そして、第4号では、2万8,600円から3万5,400円に6,800円増額しております。

なお、今回、金額が大幅に増額している理由といたしましては、国が平成29年度に実施をいたしました労災保険制度における介護給付に関する状況調査の結果、現行の介護補償の金額では介護費用を賄うことが困難な方が多数にわたることが明らかになったため、介護補償額の算出方法を見直し、今回から特別養護老人ホームの介護職員の平均基本給をもとに算出したものとなっていることが国のほうから示されております。

そのほか、新旧対照表でございますが、1ページのところにお戻りいただきまして、第13条第1項第2号、第2項第1号及び第3号において、「次号」の部分を「同号」へと文言の修正を行ったものでございます。

また、3ページのところでは、別表の補償基礎額表の備考第2項第1号に、学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む旨、追加をいたしました。

施行期日でございますが、令和元年11月1日でございます。

なお、介護補償の増額改定につきましては遡及して適用することとし、現時点において公務災害補償を受けている者がいないため、遡及適用日を令和元年8月1日とするものでございます。

また、改正前の条例により支給されている場合、その支給された介護補償は改正後の条例による介護補償の内払いとみなすものです。

第25号議案の提案理由でございます。都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、介護補償の額の改正を行う必要があることから条例の改正を申し出るためでございます。

続きまして、第26号議案について、御説明いたします。

第26号議案 新宿区奨学資金貸付条例の一部改正についてでございます。

議案概要のほうをごらんください。本件につきましては、奨学資金貸付対象の拡大に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、貸付対象校に専修学校の高等課程を追加するものです。今回、追加する理由といたしましては、これまで貸付対象につきましては特に見直しをすることなく、これまで実施をしまいましたが、昨年度、専修学校の高等課程についても対象にさせていただきたいとの要望があったことから、他区の奨学金制度の状況であるとか、都の給付金制度等を確認しましたところ、多くの制度で専修学校の高等課程を対象としていることがわかりました。

また、新宿区におきましても、専修学校の高等課程の進学者が毎年度一定数いることから、本奨学資金制度においても貸付対象に専修学校の高等課程を新たに追加し、今年度の募集から対象とすることを予定しているものでございます。

それでは、議案の新旧対照表をごらんください。

まず、第1条につきましては、現行では貸付対象として中等教育学校の後期課程を含む高等学校または高等専門学校と規定しておりますが、今回の改正で下線部のとおり専修学校の高等課程を追加するものでございます。

施行期日は、本条例の公布の日でございます。

第26号議案の提案理由ですが、奨学資金貸付対象の拡大に伴い、所要の改正を行う必要があることから、条例の改正を申し出るためでございます。

続けて、第27号議案 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則について、御説明いたします。

本件につきましては、先ほどの新宿区奨学資金貸付条例の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容の1点目ですが、さきに御説明させていただきました第26号議案のとおり、貸付



対象として専修学校の高等課程を追加したことに伴い、様式の校種記載欄の改正を行うほか、あわせて文言の整理を行うものでございます。

改正内容の2点目ですが、租税特別措置法により、文部科学大臣の確認を受けた奨学金貸付事業につきましては、特例として借用証書作成に係る印紙税が免除され、本奨学資金につきましても、平成30年度末まで特例が設けられておりましたが、引き続き令和3年度末まで延長されることが決まったため、規定を整備するものでございます。

なお、本議案には特記事項を付しており、第26号議案による条例改正が区議会で原案どおり可決された場合に改正をするものでございます。

それでは、議案書の新旧対照表をごらんください。

初めに、附則第2項の様式の特例についてでございます。

先ほど御説明させていただいたとおり、借用証書作成に係る印紙税の免除について、文部科学大臣への確認を受けることができましたため、現行では「平成31年3月31日」とありますが、これを「令和4年3月31日」へ延長するものでございます。

次に、第1号様式から第5号様式まで様式の改正を行います。

まず、第1号様式についてでございます。こちらは様式をおつけしておりますので、こちらもあわせてごらんいただきたいと思います。

まず第1号様式につきましては、こちらは甲乙とありますが、どちらも奨学資金貸付申請書となっております。貸付対象といたしまして、専修学校の高等課程を追加したことに伴い、申込書欄の項目で記載事項の整理を行っております。

次に、第2号様式の奨学生推薦調書でございますが、まず様式甲では、用紙の一番上の調書作成者の丸囲みの印と一番下の学校長の四角囲みの印と現在なっているものを、単に「印」に改めます。また、様式乙でも同様に印の記載を改めるほか、高等学校等の記載についても改めるものでございます。

また、第3号様式から第5号様式につきましても、今、御説明いたしました内容と同様にそれぞれ文言の整理を行うものです。

新旧対照表の1ページにお戻りいただきまして、附則でございます。

施行期日は公布の日とし、施行日以降も様式で現存するものは必要な修正を加えた上で当分の間使用することができるものといたします。

第27号議案の提案理由ですが、新宿区奨学資金貸付条例の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○教育長 説明が終わりました。

第25号議案について、御意見、御質問があれば、お願いたします。

久しぶりに大幅な改正となります。いかがでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、お諮りいたします。

第25号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。

第25号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第26号議案について、御意見、御質問があれば、お願いたします。

○羽原委員 毎回聞いているんですが、この2、3年の対象者の数を教えてください。

○教育調整課長 奨学資金につきましては毎年度実施をしております、人数につきましては昨年度が5名でございます。その前が8名だったと記憶しておりますが、毎年度大体10名前後のところまで推移しているという状況でございます。

なお、今回の拡大する専修学校についての進学状況につきましてもお調べしておりますが、昨年度が7名、その前も同様に7名という状況で、大体こちらも10名前後で推移しているというところがございます。

○羽原委員 昨年というのは。

○教育調整課長 ただ今申し上げましたのは、毎年度専修学校への進学者が一定程度いらっしゃいます。ただ、これまでは貸し付けの対象ではございませんでしたので、申請等も特になかったということでございます。

○羽原委員 大体10人前後ということですね。

○教育調整課長 はい、専修学校への進学状況としては、28年度から30年度、昨年度までで、毎年7名という実績がございました。

○羽原委員 ありがとうございます。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかに御意見、御質問等ありますでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 よろしければ、討論、質疑を終了いたします。

第26号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第26号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第27号議案について、御意見、御質問があればお願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第27号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。第27号議案は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事を終了いたします。

---

◆ 報告 1 新宿区立新宿歴史博物館の全館壁内給排水管改修工事等実施に伴う休館について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。

報告 1 について説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○文化観光課長 私から報告を 1 点行います。

新宿区立新宿歴史博物館の全館壁内給排水管改修工事等実施に伴う休館についてでございます。

資料、記書き以下でございます。

1、休館期間、本年12月16日から令和2年3月13日の89日間です。

2、休館とする施設は博物館全館でございまして、その間も事務室内での職員の執務はとり行います。

3の実施工事及び施工場所でございます。

全館で壁内の給排水管改修工事を行います。この期間中ですけれども、ほかに4つの工事を行います。資料の「なお」以降になります。講堂視聴覚設備改修工事、書庫小荷物専用エレベーターリニューアル工事、閲覧室及びホワイエ雨漏り修繕工事及び自家発電設備更新工事、この各工事を実施するものです。

4の工事理由でございます。経年劣化によるものでございます。

5の周知方法です。記載のとおりでございますが、記載にはございませんけれども、

(1)の広報新宿、こちらは9月15日号、(2)の区公式ホームページと(4)の新宿未来

創造財団のホームページでは9月15日から、(3)の同財団の広報誌「Oh!レガス」では9月20日号で周知をいたします。

なお、本日机上に令和元年度新宿歴史博物館工事一覧表、こちらをお配りさせていただきました。これは各工事のスケジュールを一覧表にしたものでございます。あわせてごらんください。

報告は以上でございます。

○教育長 説明が終わりました。

報告1について、御意見、御質問があれば、お願いいたします。

よろしいでしょうか。かなり長いようですけれども、一生懸命調整をした結果というふう  
に受けとめてよろしいでしょうか。

○文化観光課長 かなり長い工事でございます、こちらは一番長い工事ですと、全館壁内給排水管改修工事は3カ月近くです。これにあわせて、こちらは平成元年から30年ほど経過しておりますので、あちこち傷んでいる箇所がございます。そちらを一括してこの間に修繕したいと考えておりますので、期間としては長く見積もってございます。

○教育長 よろしゅうございましょうか。

他に御質問等がなければ、報告1についての質疑を終了させていただきます。

---

#### ◆ 報告2 その他

○教育長 次に報告2、その他ですが、事務局から報告事項がありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

---

#### ◎ 閉 会

○教育長 以上で本日の教育委員会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

---

午後 2時50分閉会